まちづくり検討地区の認定について

1 まちづくり検討地区の定義

まちづくり検討地区は、戸田市都市まちづくり推進条例第9条第1項及び戸田市都市まちづくり推進条例施行規則第7条の規定に基づき、地区まちづくり推進団体が、地区まちづくりを進める区域を定め、市長の認定を受けなければならないものとされています。

また、同条例第2項において、まちづくり検討地区を認定する場合は、戸田市都市まちづくり推進 会議の意見を聴くことが定められています。

戸田市都市まちづくり推進条例 第9条

- 第9条 地区まちづくり推進団体は、地区まちづくりを進める区域を定め、規則の定めるところにより、まちづくり検討地区として市長の認定を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による認定をしようとするときは、戸田市都市まちづくり推進会議の意 見を聴くものとする。

戸田市都市まちづくり推進条例施行規則 第7条

第7条 まちづくり検討地区は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 地区住民等が5人以上であること。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。
- (2) 地区の規模は、原則として1街区以上でかつ5千平方メートル以上の一団の区域であること。ただし、道路等による路線的なつながりを持つ一団の区域である場合は、1街区でなくてもまちづくり検討地区とすることができる。

2 まちづくり検討地区の概要

新たにまちづくり検討地区として認定する地区の概要は次のとおりです。

・地 区 名:戸田公園駅西口駅前地区 ・場 所:本町四丁目の一部(下図参照)

・地区住民等:155名 ・面 積:約3.5ha

·用途地域:第一種住居地域





3 まちづくり検討地区の認定の根拠

戸田公園駅西口駅前地区は、まちづくり推進重点地区であること、また、規則第7条第1号「地区住民等が5人以上であること」、第2号「地区の規模は、原則として1街区以上でかつ5千平方メートル以上の一団の区域であること」の要件を備えていることから、まちづくり検討地区の認定申請を行いました。

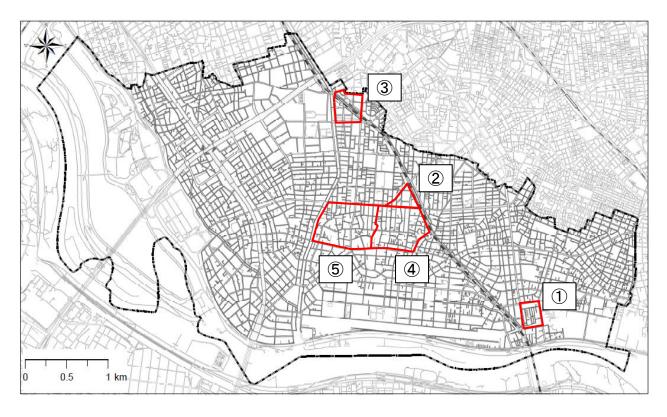
<参考>

○まちづくり検討地区一覧

まちづくり検討地区は、次のとおり既に5か所指定されています。

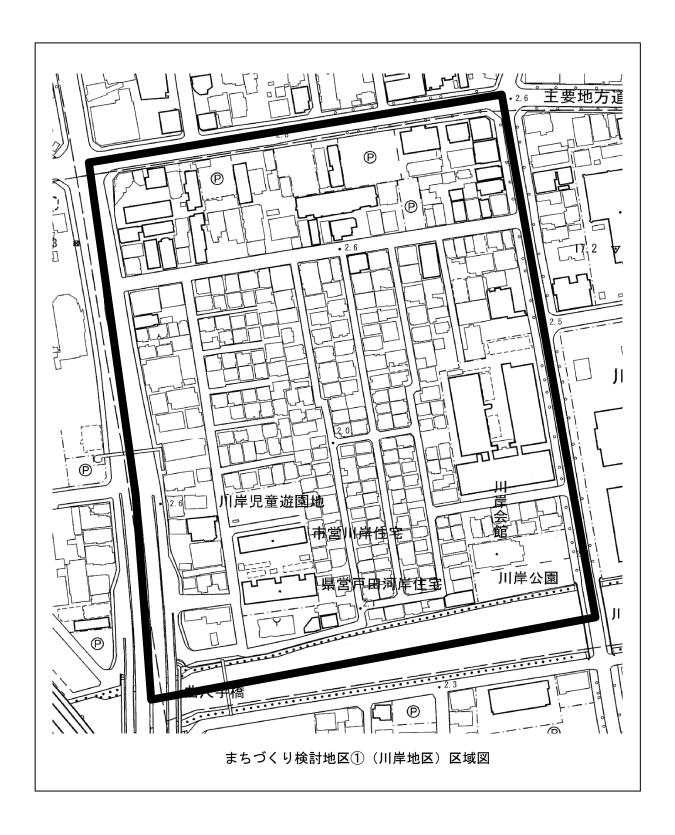
まちづくり検討地区一覧表

	地 区	場所	面 積	指定年月日
1	川岸地区	川岸二丁目の一部	約 6. 4ha	平成 20 年 10 月 21 日
2	戸田駅西口 駅前地区	大字新曽字柳原、字稲荷の各一部 (新曽第一土地区画整理事業地内)	約 6. 2ha	平成 20 年 10 月 21 日
3	北戸田 駅前地区	大字新曽字芦原の一部 大字下笹目字谷口の一部 (新曽第一土地区画整理事業地内)	約 11. 7ha	平成 20 年 10 月 21 日
4	新曽中央 東部地区	大字新曽字小玉、字柳原、字稲荷、 の各一部	約 29. 6ha	平成 20 年 10 月 21 日
5	新曽中央 西部地区	大字新曽字稲荷、字芦原、字小堤の 各一部	約 35. 4ha	平成 20 年 10 月 21 日



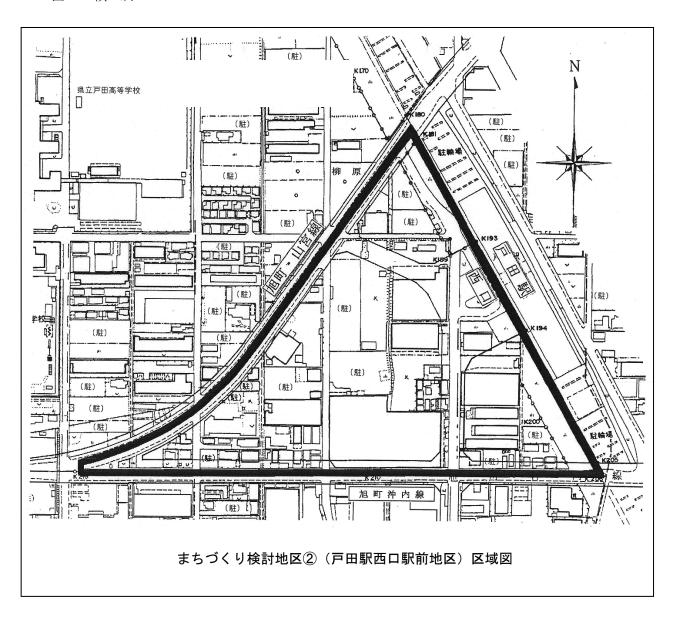
○まちづくり検討地区①

- ・地 区 川岸地区
- ・場 所 川岸二丁目の一部(下図参照)
- ·面 積約6.4 ha



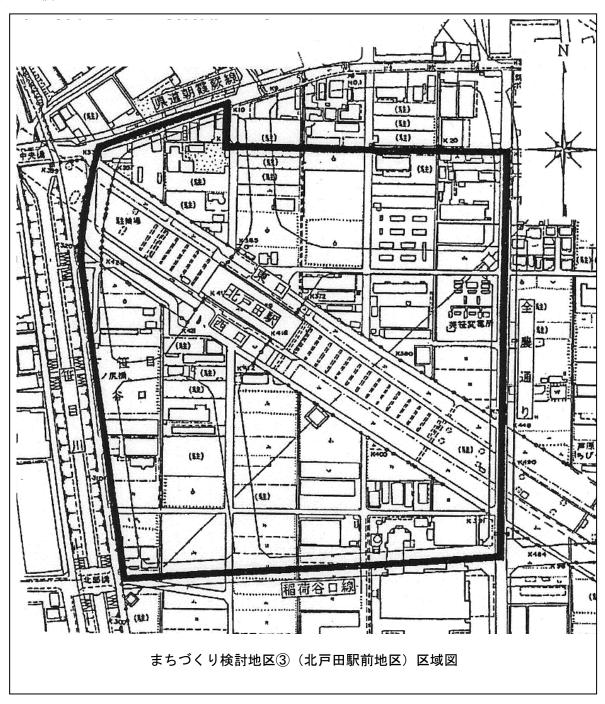
○まちづくり検討地区②

- •地 区 戸田駅西口駅前地区
- ・場 所 大字新曽字柳原、字稲荷の各一部 (新曽第一土地区画整理事業地内)(下図参照)
- ·面 積約6.2 ha



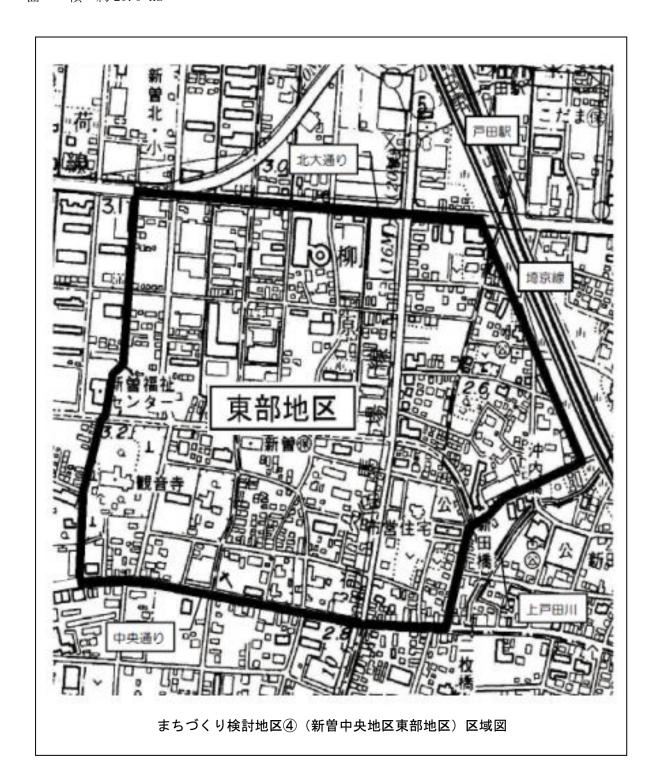
○まちづくり検討地区③

- · 地 区 北戸田駅前地区
- ・場 所 大字新曽字芦原の一部、大字下笹目字谷口の一部 (新曽第一土地区画整理事業地内)(下図参照)
- ·面 積約11.7 ha



○まちづくり検討地区④

- ・地 区 新曽中央地区(東部地区)
- ・場 所 大字新曽字小玉・字柳原・字稲荷・字芦原・字小堤の各一部(下図参照)
- •面 積約29.6 ha



- 8 -

○まちづくり検討地区⑤

- ・地 区 新曽中央地区(西部地区)
- ・場 所 大字新曽字稲荷・字芦原・字小堤の各一部(下図参照)
- •面 積約35.4 ha



まちづくり検討地区⑤ (新曽中央地区西部地区) 区域図